

一般廃棄物処分業許可証

甲斐市指令環第31号

住 所 山梨県甲斐市吉沢1026番地1  
氏 名 株式会社オー・エス・ケー  
代表取締役 市川 千壽 様

令和元年10月17日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

施設の種類	廃棄物の種類
中間処理 (破碎)	一般廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類
中間処理 (圧縮減容固化)	一般廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
中間処理 (破碎・溶融)	一般廃棄物 廃プラスチック類
営業区域	甲斐市内
許可期間	令和元年11月24日から 令和3年11月23日まで
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに施行規則の定めるところにより処理すること。 (2) 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則の規定を遵守すること。 (3) 処分業及びそれに係る運搬、搬入についても苦情が発生しないよう、設備・安全管理には十分配慮し、著しく環境保全を損なう状況が発生した場合は、速やかに対処すること。 (4) 他行政機関（市町村等）からの処分を委託された場合は、廃棄物処理法第6条の2第2項及び第3項、同法施行令第4条第9号イ及び第4条の3に基づき事前協議を申し出ること。 (5) 業務実績報告書は前月分を毎月5日までに環境課に提出すること。 (6) 法令及び許可条件に違反したことが判明した場合、許可を取り消す。 (7) その他市長の指示に従うこと。

令和元年11月8日

甲斐市長 保坂 武

